

平成28年度事業計画

I 基本方針

法定団体として建築士法で課せられている役割と責務を果たすと共に、東日本大震災による未曾有の被災状況を踏まえ、被災地域並びに被災者の再建に尽力することを基本方針とする。

II 事業計画

1. 重点事項

- (1) (一社)岩手県建築士事務所協会・日事連・建築復興支援センターを拠点とし、東日本大震災の復興に関する各種支援事業の推進を図る（継続1）。
- (2) 岩手県地域型復興住宅推進協議会の運営並びに地域型復興住宅の推進を図り、被災者の住宅自力再建を支援する。
- (3) 復興最盛期に向けて、職人や資材不足、工務店探しの困難さを解消するため岩手県マッチングサポート制度を運営し支援する。
- (4) 住宅市場技術基盤強化推進及び低炭素社会の実現に向けた住宅省エネルギー施策の推進を図る（継続6）。
- (5) 地域材を活用した木造復興住宅の推進と木材産業の振興を図る。
- (6) 会員増強と組織強化を図る。
- (7) ホームページの充実を図る。

2. 東日本大震災の被災支援に関する事業「(一社)岩手県建築士事務所協会・(一社)日事連・建築復興支援センター関係」(継続1)

震災復興に寄与するよう各種支援事業を積極的に実施する。

- (1) 岩手県地域型復興住宅生産供給体制整備の推進支援を行なう。
- (2) 被災者の住宅相談に関する支援を行なう（各種住宅相談）。
- (3) 復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援を行なう（各種講習、研修会等）。
- (4) 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援を行なう（都市防災、建築物防災等に関するフォーラム、講演会等の開催及び調査研究）。
- (5) 建築行政への協力・支援。
- (6) 広報（各種情報提供、支援センター事業活動のPR、ホームページの充実）。
- (7) 被災会員等への支援及び事務所再建への支援を行なう。
- (8) その他復興状況を適切に判断し、必要と思われる各種支援事業の企画立案を迅速に行い支援する。

3. 指定事務所登録機関関係

一般社団法人岩手県建築士事務所協会事務所登録等事務規程及び事務所登録等事務取扱要領等に基づ

き次の業務を行う。

- (1) 建築事務所登録に関する相談受付を行う。
- (2) 登録申請書の事務処理を行う。
- (3) 変更届出の事務処理を行う。
- (4) 廃業等の届出の事務処理を行う。
- (5) 登録簿の閲覧を行う。
- (6) 登録状況の報告を行う。
- (7) 不正登録者の報告を行う。
- (8) 設計等の業務に関する報告書の受理を行う。
- (9) 登録証明書の発行を行う。
- (10) その他関連業務

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書の受理業務を行う。

4. 総務関係

震災復興支援並びに各種事業の推進に積極的に取り組む。

- (1) 住宅市場技術基盤強化推進事業を統括し、各担当委員会と連携して実施する（継続6）。
- (2) 地域材利用の木材関係者等への対策支援事業を統括し各担当委員会と連携して実施する。
- (3) 岩手県マッチングサポート制度を運営し被災者支援を行う。
- (4) 各種講習会事業を統括し具体の実施は各担当委員会で行う。
- (5) 適合証明登録事業として講習会の実施及び登録業務を行う。
- (6) 木造住宅の耐震化を図るため木造住宅耐震診断事業を行う。
- (7) 会員増強及び組織の強化に取り組む。
- (8) 日事連建築賞の実施に係る応募の促進を図る。

5. 教育・情報関係

建築士事務所及び所属建築士の資質の向上及び震災復興のための技術研修の充実並びに社会的地位の向上を図るため、各種講習会等を実施する。

- (1) 管理建築士講習及び建築士定期講習の実施及び受講促進を図る。
- (2) 知事指定による建築士事務所の管理研修会の実施及び受講促進を図る。
- (3) 住宅市場技術基盤強化推進事業による住宅省エネルギー施工技術者及び設計者育成講習並びに各種省エネルギー関連講習等を実施し、省エネルギー化の促進を図る（継続6）。
- (4) 原木、製材、加工関連技術者及び施工技術者、設計者の育成を行う。
- (5) 開設者及び所属建築士の資質や技術向上、震災復興に係る各種講習会等を実施する。
- (6) 建築士事務所憲章の周知を図る。

6. 業務・技術関係

各種技術講習の実施及び新告示第15号業務報酬基準及び工事監理ガイドラインの周知徹底、震災復興のための技術の向上、日事連の調査協力及び建築士事務所賠償責任保険の加入促進を図る。

- (1) 各種技術講習を企画実施する。
- (2) 震災復興のための業務・技術に関する各種講習会を実施する。
- (3) 震災復興のための業務・技術に関する情報収集及び会員への情報提供を行う。
- (4) (有)日事連サービスとの連携による建築士事務所賠償責任保険の加入の促進を図る。
- (5) 市町村等に対する発注者側への周知及び報酬基準の遵守を要請する。

7. 広報・渉外関係

建築士事務所協会が法定団体となった趣旨及びその社会的な役割・存在意義等について、周知を図ると共に震災復興のため各種広報活動を行う。

- (1) 会誌「まがりや」発行事業として、機関誌を刊行する。
- (2) 会員名簿を発行する。
- (3) ホームページの充実を図る。
- (4) 建築士事務所キャンペーン事業として、各種イベントにおけるキャンペーンを実施する（継続3）。
- (5) 会員への情報の提供及び充実を図る。
- (6) 賛助会員との連携を強化し、各種PRの充実を図る。
- (7) 必要に応じ各種要望・陳情を行う。

8. 公共建築関係

公共建築の設計監理等に関する業務の進歩改善と適正な執行を確保し、建築技術の向上に資するため次の事業を行う。

- (1) 公共建築の設計監理の適正化と進歩改善を図る。
- (2) 「いわて公共建築フォーラム」を開催する（継続5）。
- (3) 図書、単価表頒布事業として、公共建築にかかる建築工事積算マニュアル（RIBC対応）及び建築工事技術資料等を作成頒布する。
- (4) RIBCに関する技術支援を行う。

9. 岩手県建築設計サポートセンター事業（継続4）

改正建築士法の全面施行に伴い、構造設計・設備設計等の円滑な実施支援に加え、震災復興のための対応の充実を図り幅広くサポートする。

- (1) 構造・設備一級建築士等の紹介を行う。
- (2) 指定確認検査機関・適判機関等に関する苦情の受付及び対応をする。
- (3) 建築基準法・建築士法等の相談窓口の紹介を行う。
- (4) 耐震改修等の相談に応じる。
- (5) 岩手県設備設計事務所協会との連携による支援を行う。

10. 苦情相談事業（継続2）

自律的監督体制の確立と建築主等の保護のための苦情解決業務（建築士法第27条の5）を行う。

11. 耐震診断・耐震改修相談事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断、耐震改修の円滑な推進のため、建物所有者等の相談に応じる。

12. 行政庁との連携、協力

- (1) 東日本大震災の支援要請に積極的に協力する。
- (2) 行政庁で行う各種施策及び行事に対する連携、協力を行う。
- (3) 行政庁の要請に基づく各種講習会開催等への協力を行う。
- (4) 建築指導関係
 - ① 被災住宅相談の推進を図る。
 - ② 木造住宅総合耐震支援事業関係
 - ・耐震診断・耐震改修支援制度の普及啓発の促進を図る。
 - ・耐震相談員派遣への協力を行う。
 - ③ 建築物の耐震対策
 - ・「耐震促進月間」の耐震診断・耐震改修に係る普及活動への協力を行う。
 - ④ 建築確認の円滑化に向けた取り組み
 - ・建築確認円滑化に向けた取り組みに対する協力を行う。
- (5) 住宅企画関係
 - 災害公営住宅の建設に協力する。